

救 援 金 受 領 書

第 25 号

氏 名

前橋南高校JRC部様

金額

¥ 1 3 9 3 8

円

但し ウクライナ人道危機

救援金として上記のとおり受領いたしました。

R7年6月10日

(注) この領収書記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号に規定する特定寄付金、法人については法人税法第37条第4項に規定する特例扱いの寄付金に該当します。

皆さまの個人情報につきましては、領収書や活動報告の送付及び赤十字活動資金等の募集活動を行う目的のためにのみ使用します。

日本赤十字社群馬県支部長



取 扱
者 印



救 援 金 受 領 書

第 25 号

氏 名

前橋南高校 JRC 部様

金額

¥ 1 3 9 3 8

円

但し ウクライナ人道危機

救援金として上記のとおり受領いたしました。

R7 年 6 月 10 日

(注) この領収書記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号に規定する特定寄付金、法人については法人税法第37条第4項に規定する特例扱いの寄付金に該当します。

皆さまの個人情報につきましては、領収書や活動報告の送付及び
赤十字活動資金等の募集活動を行う目的のためにのみ使用します。

日本赤十字社群馬県支部長



取 扱
者 印

